

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書（令和4年度）

作成日 2022/10/31

最終更新日 2022/10/31

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	更新あり	2022/10/31
国立大学法人名		室蘭工業大学
法人の長の氏名		空閑 良壽
問い合わせ先		室蘭工業大学 監査室 0143-46-5039
URL		https://muroran-it.ac.jp

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	令和4年7月20日開催の第2回経営協議会において、国立大学法人ガバナンス・コードへの本学の適合状況について説明及び意見聴取を行い、加えて8月5日期限付きで意見聴取を行った。 経営協議会委員からは、当該適合状況について特段の意見は無く、各原則を適切に実施していることが確認された。
監事による確認	更新あり	【本報告書に対する監事の意見】 1) 原則2-1-3③及び補充原則4-2に関して、内部統制体制の継続的な見直しの前提として、当学の内部統制体制に関する規則を早急に整備し、内部統制体制推進責任者を定め、内部統制体制の整備状況を見直す必要がある。 2) リスク事象が発生した際に、当該事象に対応するだけでなく、原因究明、再発防止策の検討、その実施、再発防止策の実施状況及び有効性のモニタリング、さらなる改善要否の検討というPDCAを回すことが必要である。 【監事の意見に対する本学の対応状況】 1) 内部統制に関する規則を令和4年中に制定する。これにより、学長、役員及び役員会等の責任と役割を明文化し、本学の内部統制体制を明確化する。 2) 危機管理ガイドラインに基づき、リスク事象の対応に関する評価及び改善を実施するため、リスク事象の対応の最終報告の実施までの具体的な運用方法を明確化し、継続的にPDCAを回せるようにする。
その他の方法による確認		その他の方法による確認は行っていません。

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		本学では、各原則を下記に説明する原則を除きすべて実施しております。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等	更新あり	【補充原則 1－3④ 中期的な財政計画の策定】 現在、「中期財政計画（平成27～令和6年度）」を財政運営に役立てています。 これについては、収入の半分以上を占める国からの運営費交付金の配分状況やその他の収入支出などを勘案しながら、適時更新してきました。 昨年度、第4期中期目標・中期計画の新たな目標・戦略を踏まえ、現在の中期財源計画について大幅に改定した「中期財政計画」を令和4年10月に公表する予定でしたが、学内の各種計画と連動したより戦略的な財政計画とするために、時間を要しており、令和5年度中に公表するよう準備を進めております。 （中期財政計画（平成27～令和6年度）） https://muroran-it.ac.jp/uploads/sites/2/2021/01/chukizaiseikeikaku_2015-2024.pdf

令和4年度

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

更新の有無	記載事項・記載欄
有	【原則１－１ ビジョン、目標・戦略を実現するための道筋】 1. ミッション 「創造的な科学技術で夢をかたちに」の理念の下、総合的な理工学教育を行い、地域社会、更には国際社会における知の拠点として豊かな社会の発展に貢献することが本学のミッションです。 本学は理工学部への改組や長期研究戦略「北海道MONOづくりビジョン2060」の策定など、地域に貢献する大学を目指し、様々な改革を進めてきました。 第4期中期目標期間においては、「地域に貢献できる理工系人材の育成」、「確かな『世界水準』の研究力」、「北海道を世界水準の価値創造空間に導く」ことを目指していきます。 ※「北海道MONOづくりビジョン2060」での「MONO」は、「物」や「もの」ではありません。 従来のハードウェアとしての「物」だけではないからです。人間が太古の昔から工夫をしながら、毎日の生活を豊かにしてきた「MONO」。人間の生活の中での、考え方、さまざまな仕組み、情報も含んだものとして考えようとしています。 2. ビジョン 「確かな研究力をベースとした教育力」で「北海道を世界水準の価値創造空間」へと導く大学に。 ・学部を「骨太な科学技術者の育成」を実現する場とする。 ・大学院を世界水準の「知のプロフェッショナル育成」の場とする。 ・北海道を「ヒト」、「産業」、「地域」、「生活」の価値を高める場とする。 3. 目標 ・少子化の下、多様で優秀な入学志願者と社会への出口となる産業界等に対して魅力ある大学・大学院となる。 ・Society 5.0の実現を見据え、確かな専門知識、課題解決能力、主体性・倫理観を身につけた高度な技術者を育成する。 ・ニューノーマル社会における新たな質の高い世界水準の総合理工学教育を提供する。 ・コンピュータ科学をはじめとした世界水準の研究を推進し、学術の承継・発展に貢献する。 ・科学技術をもとにイノベーションを誘導し、産業の変革や新産業創出に貢献する。 ・地域創生エコシステムの中核となり、社会変革を先導する。 ・持続性の高い自律的な経営体として信頼性の高いサービスをステークホルダーに提供する。 4. 戦略 ①理工学部改組（2019年度実施）趣旨の実質化 ニューノーマル社会における世界水準の総合理工学教育を実践し、多様なステークホルダーに対して魅力ある大学・大学院となること。 ②世界水準の研究の展開 本学の強み・特色となる航空宇宙機システム、希土類材料、コンピュータ科学に関する分野をはじめとした研究を推進し、科学技術・学術の発展に貢献すること。 ③北海道のMONOづくり・価値づくりへの貢献 大学・地方自治体・企業からなる地域創生エコシステムの中核となり、社会変革を先導する大学を目指すこと。 （室蘭工業大学のミッション、ビジョン、目標・戦略） https://muroran-it.ac.jp/guidance/president/vision/

	【補充原則 1－2 ④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等】
有	現在、目標・戦略の進捗状況を6ヶ月毎に「評価分析室」で確認及び検証を行い、改善を部局に依頼し、行動に反映させるとともに、これらの結果を報告書としてまとめ、本学ホームページを通して公表しています。 (平成28年度から令和2年度業務実績報告書について) https://muroran-it.ac.jp/guidance/info_dis/ea_info/ 第3期中期目標期間では、「理工学人材の育成」、「地域課題に対応する研究の推進」、「国内最高水準の研究拠点形成」を目標として掲げており、その最後の年度となる令和3年度の主な状況は以下のとおりです。 「理工学人材の育成」 既存の工学部を平成31年4月に理工学部へ改組し、当該改組趣旨の一つである、工業大学ならではの数理・データサイエンス教育をはじめとした情報教育カリキュラムのさらなる充実を図るため、新たに文部科学省による「AI・数理・データサイエンスプログラム」に申請し、令和3年8月に認定を受けました。本学が認定されたプログラム（リテラシーレベル）は、理工学部の全学生に設定された必修科目により構成されており、理工学部全学生が認定対象となっています。 「地域課題に対応する研究の推進」 社会との連携活動を総合的に推進し、地域社会の持続的発展への貢献と本学の実践研究活動の活性化を図ることを目的に設置する「社会連携統括本部」では、当本部下に置く3つのセンター（地方創生研究開発センター、クリエイティブコラボレーションセンター、地域教育・連携センター）に加え、令和3年度には、社会状況の変化に機動的かつ柔軟に対応するため4つのタスクフォースと1つのオフィスを立ち上げ、地域課題に対応する研究に組織的に取り組む体制を強化しました。 これらの体制強化と、これまでの「組織対組織」による大型の共同研究、共創ラボスペースの開放、研究広報活動等を続けてきた結果、地域企業との共同・受託研究、奨学寄附金は、第2期中期目標期間の平均22,607千円に対して、令和3年度は44,383千円となり、2倍の増加となりました。 「国内最高水準の研究拠点形成」 平成31年度に新たな重点研究分野として選定した「AI耐災害システム」を担うクリエイティブコラボレーションセンター・先端ネットワークシステムラボに対して、予算の重点配分を行うとともに、卓越研究員制度を活用して採用した准教授及び助教を専任教員として配置しています。さらに、令和2年度から3年度にかけて、教育・研究7号館の1フロアを同ラボの共創スペースとする環境整備を実施しました。これらの支援により、教員の1名が2021年4月に令和3年度科学技術分野の文部科学大臣表彰若手科学者賞を受賞し、また、クラリベイト・アナリティクス社が発表する高被引用論文著者2021年版に2名が選ばれたほか、研究プログラムの一つが科学技術振興機構（JST）プログラム「さきがけ」に本学で初めて採択されるなど顕著な成果を挙げています。 (令和3年度業務実績報告書) https://muroran-it.ac.jp/guidance/info_dis/ea_info/ (クリエイティブコラボレーションセンター) http://www3.muroran-it.ac.jp/ccclabo/ なお、第4期中期目標期間からは、自己点検・評価プロセスが一層重要視されることから、本学の新たなミッション実現に向け、目標・戦略の進捗状況を「企画戦略会議」で定期的に確認し、検証や改善結果を行動に反映させるとともに、当該年度に行われた検証や改善結果などを翌年度に取りまとめ、本学ホームページで公表することとしています。 (自己評価結果) https://muroran-it.ac.jp/guidance/evaluation/self_inspection/

有	【補充原則 1－3⑥（１） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制】 本学の役員、副学長、学長補佐、学科長、専攻長、職員等などの法人組織については、国立大学法人法及び学校教育法を踏まえ、国立大学法人室蘭工業大学組織規則に規定されています。また、本学は教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、日本国の高等教育及び学術研究の水準と均衡ある発展を図ることと大学の目的も明確にしています。 また、国立大学法人室蘭工業大学組織規則第4第2項において、学長が大学の包括的な最終責任者としての職務と権限を有していることを規定するとともに、各組織の長等に関する規則等において職務と権限を定めています。 なお、各組織等の権限と責任については、一部明確でない部分があるため、令和4年度までに検討いたします。 《学長の職務》 （国立大学法人室蘭工業大学組織規則第4条第2項） 学長は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第92条第3項に規定する職務を行うとともに、この法人を代表し、その業務を総理する。 （学校教育法第92条第3項） 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。 なお、本学においては、学長の将来構想を実現するための方策を企画・検討する組織として、理事をトップに副学長、学長補佐、教員及び事務職員から構成される企画戦略業務室を設置しています。 企画戦略業務室は、教育、研究及び社会貢献の基本計画、組織、人事、財政、施設整備計画を検討及び企画することをミッションとする企画戦略会議の具体的な検討及び調整を任務としています。 （組織に関する情報） https://muran-it.ac.jp/guidance/info_dis/org_info/ （組織図） https://muran-it.ac.jp/guidance/about/organization/ （役員） https://muran-it.ac.jp/guidance/about/executives/ （令和4年度 理事・副学長・学長補佐の業務について） https://muran-it.ac.jp/uploads/sites/2/2022/06/R4yakuin_gyoumu.pdf （副学長に関する規則） https://en3-jg.d1-law.com/muran-it/dlw_reiki/41699002005100000000/41699002005100000000/41699002005100000000.html （学長補佐に関する要項） https://en3-jg.d1-law.com/muran-it/dlw_reiki/50399006033000000001/50399006033000000001/50399006033000000001.html （学科長に関する規則） https://en3-jg.d1-law.com/muran-it/dlw_reiki/41699002005500000000/41699002005500000000/41699002005500000000.html （博士前期課程専攻長に関する規則） https://en3-jg.d1-law.com/muran-it/dlw_reiki/41699002005700000000/41699002005700000000/41699002005700000000.html （博士後期課程専攻長に関する規則） https://en3-jg.d1-law.com/muran-it/dlw_reiki/41699002005800000000/41699002005800000000/41699002005800000000.html
有	【補充原則 1－3⑥（2） 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針】 国立大学法人室蘭工業大学中期計画「2. 人事に関する計画」のとおり人事方針を定めるとともに、「室蘭工業大学の人事に関する基本方針」及び「事業主行動計画」において、若手、女性、外国人、産業界出身者等の人材の確保に向けた目標を掲げています。また、男女共同参画社会基本法の理念に基づき、教職員及び学生が性別に関わらずその能力を生かしあらゆる分野で活躍できる環境の実現を目指して、「男女共同参画推進のための基本方針」を定めています。 （中期計画「2. 人事に関する計画」） https://muran-it.ac.jp/uploads/sites/2/2022/04/tyuki_keikaku_04.pdf （室蘭工業大学の人事に関する基本方針） https://muran-it.ac.jp/uploads/sites/2/2022/10/jinjikihon.pdf （事業主行動計画） https://muran-it.ac.jp/uploads/sites/2/2021/04/kodokeikaku2021-2025.pdf （男女共同参画推進のための基本方針） https://muran-it.ac.jp/guidance/compliance/genderequality/
有	【補充原則 1－3⑥（3） 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画】 現在、収入の半分を占める国からの運営費交付金の配分状況やその他の収入支出などを勘案しながら作成した「中期財政計画（平成27～令和6年度）」を財政運営に役立てています。 （中期財政計画（平成27～令和6年度）） https://muran-it.ac.jp/uploads/sites/2/2021/01/chukizaiseikeikaku_2015-2024.pdf （教育研究・財務レポート） https://muran-it.ac.jp/uploads/sites/2/2021/12/zaimureport_2021.pdf

有	【補充原則１－３⑥(4)及び補充原則４－１③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）】 令和元年度より「教育研究・財務レポート」を発行し、本学の財務諸表、新たな財源の確保に向けた活動、教育・学生支援活動、「北海道MONOづくりビジョン2060」に基づいて戦略的に進めている研究活動などを分かりやすく説明しています。また、地方創生研究開発センターのホームページにおいて、共同・受託研究の実績と成果、知財、アライアンスラボ（企業等への貸付スペース）などについて、公開しています。 （教育研究・財務レポート） https://muran-it.ac.jp/guidance/info_dis/fin_info/ （地方創生研究開発センター） http://www.muran-it.ac.jp/crd/ （アライアンスラボ） https://muran-it.ac.jp/society/ciulg_rc/alliance/
無	【補充原則１－４② 法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針】 法人経営を担い得る人材を計画的に育成するために以下の取り組みを行い、その実現状況をフォローアップしながら、次代の経営人材の育成に努めています。 1. 学長を補佐するポストとして学長補佐を置き、本学教職員の中から法人経営を担い得る人材を登用し、法人経営の一端を担わせます。 2. 学長の将来構想を実現するための方策を企画・検討する組織として、理事をトップに副学長、学長補佐、教員及び事務職員から構成される企画戦略業務室を設置し、役員だけでなく教員や事務職員にも早い段階から法人経営の感覚を身に付けさせています。 3. 国立大学協会等が実施する外部研修への参加や、事務局研修等の内部研修を実施しています。 4. 本学教職員を対象に、大学マネジメント、大学広報・ブランド力、高等教育改革、研究開発行政等に関する有識者を招き、教職員自身が本学経営者の一員である認識、自覚を持って業務に携わることを誘起し、本学の活性化を促すことを目的として「室工大未来塾」を開催しています。 また、経営人材の育成に関する基本方針を策定し、本学ホームページにおいて公表しています。 （経営人材の育成に関する基本方針） http://www.muran-it.ac.jp/syomu/johokoukai/sosiki/keieijinza.pdf
有	【原則２－１－３ 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等】 学長は、本学のビジョンを実現するために、学長を補佐する人材として理事、副学長及び学長補佐を配置し、その選任に当たっては、「総務・学術」、「評価・財務」、「研究・連携」等の担当する分野を設定した上で、各分野に係る業務を実施する能力を備えた人材を学内外から選任しています。 また、国立大学協会等が実施する外部研修への参加や、事務局研修等の内部研修の実施等、経営人材の計画的な育成・確保のための取り組みを行なっています。 さらに、理事、副学長及び学長補佐の職務及び権限を、各規則等に定め、本学ホームページにおいて公表するとともに、担当分野及び業務内容も本学ホームページにおいて公表しています。 《理事の職務》 （国立大学法人室蘭工業大学組織規則第5条第2項） 理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行うものとする。 （国立大学法人室蘭工業大学組織規則） https://en3-jg.d1-law.com/muran-it/d1w_reiki/41699002000100000000/41699002000100000000/41699002000100000000.html 《副学長の職務》 （室蘭工業大学副学長に関する規則第2条第1項） 副学長は、次の各号に掲げる職務をつかさどる。 （1）学長から命を受けた職務 （2）学長の指示する全学的な企画・立案及び各部局との連絡調整に関すること。 （3）別に定めるところによる委員会の委員長等の職務に関すること。 （室蘭工業大学副学長に関する規則） https://en3-jg.d1-law.com/muran-it/d1w_reiki/41699002005100000000/41699002005100000000/41699002005100000000.html 《学長補佐の職務》 （室蘭工業大学理事補に関する要項第2条） 学長補佐は、特命事項及び大学運営業務について学長を補佐する。 （室蘭工業大学学長補佐に関する要項） https://en3-jg.d1-law.com/muran-it/d1w_reiki/50399006033000000001/50399006033000000001/50399006033000000001.html （各補佐人材の担当分野及び業務内容） https://muran-it.ac.jp/uploads/sites/2/2022/06/R4yakuin_gyoumu.pdf

有	【原則２－２－１ 役員会の議事録】 本学における重要事項については、国立大学法人室蘭工業大学役員会規則に基づき設置された役員会の議を経て学長が決定することとしています。 役員会における重要事項は、 ①中期目標についての意見及び年度計画に関する事項 ②中期計画その他国立大学法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項 ③予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 ④学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項 ⑤その他役員会が定める重要事項 となっており、役員会は、学長が本学の果たす役割を踏まえ、経営上の意思決定を行うに当たり、多角的な観点を踏まえた適切な判断が必要な事項について、後述する経営協議会及び教育研究評議会の審議を踏まえた、本学内のコンセンサスを形成する仕組みを担っています。 また、役員会の審議内容が明確に記載された議事録を本学ホームページで公表しています。 (法人会議の開催状況) https://muroran-it.ac.jp/guidance/about/corp_meetings/
無	【原則２－３－２ 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況】 国立大学法人法第14条の規定に基づき、理事及び監事に産業界、他の教育研究機関等外部の経験を有する人材を登用しています。5名の理事及び監事（理事3名、監事2名）のうち、半数以上の3名（理事1名、監事2名）は、常に外部の経験を有する人材を登用することで経営層の厚みを確保するとともに、平成30年9月から女性の監事を登用し、ダイバーシティの確保に努めています。 また、当該人材の登用に関する基本方針を策定し、当該人材の登用の状況と併せて本学ホームページにおいて公表しています。 (理事及び監事の登用に関する基本方針) http://www.muroran-it.ac.jp/syomu/johokoukai/sosiki/rijitouyouhousin.pdf (理事及び監事の登用状況) https://muroran-it.ac.jp/guidance/about/executives/
有	【補充原則３－１－１① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫】 本学は、経営協議会委員の構成には、多様な有識者の幅広い意見を聴き、その知見を積極的に法人経営に反映させるため、過半数は学外の学識経験者を経営協議会学外委員選考方針に基づき選任しています。 学外委員がその役割を十分に果たせるよう、経営協議会の運営に際しては、議論を実質化するための資料の事前共有、出席率向上の観点からWeb（オンライン）会議での出席を可能とするなど運営方法の工夫を行っています。 また、本学の中期目標、予算、決算等の経営に関する重要事項を議題とすることの他に、本学の課題に関しての懇談事項を設定し、学外委員からの意見を本学の教育研究力向上に活用するとともに、十分な現状理解が得られるよう努めています。 なお、国立大学法人室蘭工業大学経営協議会学外委員の選考方針に基づき、以下の観点から学外委員を選考しています。 ①教育関係者 大学における運営や教育研究等に関する知見・実践経験を有する者 ②国・地方自治体の関係者 国や地方自治体などの制度策定や施策の実施に関する知見を有する者 ③産業界関係者 企業においてビジョンや経営戦略を実現するための経営的視点を有する者 ④室蘭工業大学同窓生 室蘭工業大学の教育研究活動や学生に対する支援等を主な事業としている 室蘭工業大学同窓会を代表する者 ⑤その他 その他学長が必要とする学識経験者 (経営協議会) https://muroran-it.ac.jp/guidance/about/jmc/
有	【補充原則３－３－１① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由】 国立大学法人室蘭工業大学学長選考・監察会議は、学長の選考に当たって、本学の理念と目標を実現するために必要とされる学長の資質・能力（求められる学長像）に関する基準を定めています。 当該基準を踏まえ、国立大学法人法等の規定に則り、意向投票の結果も参考に、自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行い、基準、選考結果、選考過程及び選考理由を本学ホームページで公表しています。 (学長の選考に関する情報) https://muroran-it.ac.jp/guidance/info_dis/org_info/

有	【補充原則 3-3-1③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無】 国立大学法人室蘭工業大学学長選考・監察会議で学長再任の可否や上限設定の有無については、令和2年4月22日開催の令和2年度第1回学長選考会議において、国立大学法人室蘭工業大学学長選考規則の改正を行い、再任を3年に限り可能とし、引き続き9年を超えて在任することはできないとしました。 なお、国立大学法人室蘭工業大学学長選考規則は、本学ホームページで公表しています。 (学長の選考に関する情報) https://muroran-it.ac.jp/guidance/info_dis/org_info/
有	【原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き】 学長選考・監察会議が学長の解任を申し出るための手続については、国立大学法人室蘭工業大学学長の解任手続に関する規則で規定し、本学ホームページで公表しています。 具体的な解任事由は、以下のとおりです。 ①心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。 ②職務上の義務違反があるとき。 ③職務の執行が適当でないため本学の業務の実績が悪化した場合であって、引き続き当該職務を行わせることが適当でないと認めるとき。 ④その他学長たるに適しないと認めるとき。 なお、解任審査請求は以下の構成員による署名が必要となっています。 ①学長選考・監察会議委員の3分の1以上の署名によるとき。 ②経営協議会委員の2分の1以上の署名によるとき。 ③教育研究評議会委員の2分の1以上の署名によるとき。 ④本学職員（日、時間を定めて雇用する常時勤務することを要しない職員を除く。）の2分の1以上の署名によるとき。 (学長の解任手続に関する情報) https://muroran-it.ac.jp/uploads/sites/2/2021/01/gakutyokainin.pdf
有	【補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果】 法人の長（学長）の業務執行状況については、毎年10月を目途に学長選考・監察会議において、国立大学法人室蘭工業大学学長選考・監察会議規則第3条第6号の規定に基づき、確認を実施し、その結果を本学ホームページで公表しています。 しかしながら中間評価等については、規定等が整備されておらず、実施には至っておりません。 令和4年10月に開催した学長選考・監察会議において、学長の任期の途中に、学長の業務執行状況についての中間評価を実施することについて了承され、令和6年度に就任する新学長から制度を導入することとし、令和5年度までに評価方法や実施時期、関係規則等の改正を行い、評価体制を整備することとしました。 (学長の業務執行状況の確認) https://muroran-it.ac.jp/guidance/info_dis/org_info/
有	【原則 3-3-4 学長選考・監察会議の委員選出方法・選任理由】 経営協議会及び教育研究評議会における学長選考・監察会議の委員は、以下の方法により選任しており、本学ホームページで公表しています。 ①経営協議会から選出される委員 学長選考・監察会議における審議の継続性確保、学長に求められる資質と能力を的確に把握するための知見・経験のバランス等を考慮のうえ、互選により選出。 ②教育研究評議会から選出される委員 選出方法を審議し、3名連記無記名投票（各評議員が学長選考・監察会議委員として適任と思われる者について名簿に「○」を附す）を実施し、順位が1位から5位までの者を選出。 (学長選考・監察会議委員) https://muroran-it.ac.jp/guidance/about/pem/
無	【原則 3-3-5 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由】 令和3年2月10日に開催した学長選考会議において、大学総括理事の配置に関しての検討を行い、教育と経営の一体的な運営の最終責任者として強いリーダーシップを発揮することができる現体制を維持することが望ましいため、本学に大学総括理事は設置しないこととしました。

【基本原則 4 及び原則 4-2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況】

本学は、経営、教育・研究、社会貢献活動等に係る様々な情報を公開することにより、本学の安定的・健全な法人運営を、しっかりと発信しています。

また、公共的性格を有する国立大学法人において適正な業務運営を行うため「国立大学法人室蘭工業大学業務方法書（以下、業務方法書）」を文部科学大臣の認可を受けて作成し、業務を行っています。

その「第2章役員（監事を除く。）の職務の執行が国立大学法人又は他の法理に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」に内部統制に関する基本事項を定めて運用し、適宜見直しを行っています。

（業務方法書）

https://www.muroran-it.ac.jp/syomu/johokoukai/kokai_jyoho/gyoumu_houhousyo.pdf

1. 本学の役員及び教職員のコンプライアンス遵守による職務実施の確保と情報伝達体制

（業務方法書第2条、第4条、第5条、第6条、第25条）

本学の理念と目標等のもと、役員及び教職員が適正な職務の実施と社会的倫理の維持を確保するため、「国立大学法人室蘭工業大学行動規範」及び「反社会的勢力に対する基本方針」を定めるとともに、本学における法律違反行為等の早期発見と是正を図るため、公益通報の受付及び相談の窓口を設置しています。

また、個人情報保護、公文書管理、ハラスメント防止、安全保障輸出管理、生命倫理、動物実験、情報セキュリティ、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止について、教職員の理解を深めるとともに業務の適正を確保するため、必要な教育・研修を行っています。

学内構成員への周知方法は、学内構成員限定のWebシステム等により情報を伝える体制をとっています。

（国立大学法人室蘭工業大学行動規範）

<https://muroran-it.ac.jp/guidance/compliance/koudoukihan/>

（反社会的勢力に対する基本方針）

<https://muroran-it.ac.jp/guidance/compliance/hanshakai/>

（公益通報の受付及び相談の窓口）

https://muroran-it.ac.jp/guidance/compliance/sup_wb/

2. モニタリング

（自己点検と内部監査等）体制（業務方法書第10条、第20条、第21条、第23条、第24条）

中期目標・中期計画に基づいて行う業務については、各部署がPDCAサイクルを回しながら遂行し、実績等を公表しています。

また、業務の進捗と到達度については評価分析室（室長は理事）が、検証し改善に関する助言を行っています。

（自己評価）

https://muroran-it.ac.jp/guidance/evaluation/self_inspection/

業務部署に属さず独立した内部監査部門である監査室は、適法性と妥当性の観点による業務監査、会計処理の適否及び財産保全状況の適否等の観点による会計監査及び科研費等の内部監査を行っています。

非常勤監事2名は、監事監査規則に基づいて内部統制システム、中期目標・中期計画に基づいて行う業務の実施状況、ガバナンス及び財務報告プロセス等についてモニタリングを行い、結果を公表しています。

監事、監査室及び文部大臣の選任を受けた本学会計監査人は、定期的にミーティングを実施し、情報交換を行い、連携して監査にあたっています。

内部統制体制のモニタリングについては、内部統制を司る組織である役員会において、内部統制システムの継続的な見直しのため、各リスク事象に対する内部統制システムや発生事象への対応状況のフォローアップ調査を毎年度実施することにより、法令改正に伴う規定やガイドラインの改正及び見直しを行うとともに、このことにより、具体の運用意識の徹底を図ります。

具体の対応として、最高責任者（学長）が、リスク事象のチェックを指示し、フォローアップ調査を行います。フォローアップ調査においては、内部統制役員（理事）が担当するリスク事象のチェックについて、内部統制推進責任者（局長及び各事務担当部署の長）に指示し、チェックリストに基づいて点検します。内部統制役員（理事）は、運用状況等を確認したうえで最高責任者（学長）に報告し、役員会において審議することで、内部統制システムの適切な運用と継続的な見直しを図ります。

（独立行政法人通則法に基づく直近の評価の結果）

https://muroran-it.ac.jp/guidance/info_dis/ea_info/

	3. 研究活動における行動規範と不正防止のための体制（業務方法書第16条） 【研究活動等の不正防止】 行動規範、研究費の不正防止計画、研究費の不正使用防止等の対応マニュアルを定め、研究活動等の不正防止研修を定期的 に実施し、マニュアル等を周知するとともに、研修の未受講者に対しては、予算執行権限を停止するなどの措置を行うこと により不正防止を実践しています。 不正行為及び不適切行為に関する相談の窓口を設置しています。 （研究活動等の不正行為等に係る申立て） https://www.muroran-it.ac.jp/guidance/r_so/am_re.html 【安全保障輸出管理】 安全保障輸出管理規則、安全保障輸出管理体制を定め、輸出管理最高責任者（学長）輸出管理統括責任者（研究・連携担 当理事）、輸出管理責任者（研究戦略担当副学長）を置き、輸出管理委員会等で適宜必要な審議等を行ったうえで、輸出管理を 実践しています。 （安全保障輸出管理関連） https://www.muroran-it.ac.jp/guidance/r_so/ciulg_rc/exportcontrol.html 【利益相反マネジメント】 利益相反マネジメント規則、利益相反マネジメントポリシーを定め、それに基づいて外部の有識者を含む利益相反マネジ メント委員会で適宜必要な審議等を行ったうえで、利益相反マネジメントを実践しています。 （国立大学法人室蘭工業大学利益相反マネジメント規則） https://en3-jg.d1-law.com/muroran-it/dlw_reiki/42199002001100000000/42199002001100000000/42199002001100000000.html （利益相反マネジメント関連） http://www.muroran-it.ac.jp/crd/intellectual-property/profit/ （開催実績） 令和2年度 2回、令和3年度 2回
有	【原則4-1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫】 法令に基づく公表事項の他、本学の様々な活動について本学ホームページで情報公開し、随時更新して発信しています。 1. 独立行政法人等情報公開法第22条第1項に規定する情報（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第12条 の項目） 1) 組織 (https://muroran-it.ac.jp/guidance/info_dis/org_info/) ア 目的、業務の概要及び国の施策との関係 イ 組織の概要 ウ 法人会議の開催状況 エ 役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準並びに職員に対する給与及び退職手当の支給の基準 オ 学長の選考に関する情報 カ 大学の教員等の任期に関する情報 キ 学部等の設置に関する情報 ク 第1期中期目標 2) 業務 (https://muroran-it.ac.jp/guidance/info_dis/work_info/) ア 業務方法書 イ 事業報告書、業務報告書その他の業務に関する直近の報告書の内容 ウ 事業計画、年度計画その他の業務に関する直近の計画 エ ミッションの再定義 オ 契約の方法に関する定め (1) 国立大学法人室蘭工業大学会計規則 (2) 室蘭工業大学における設備の調達に係る機種選定に関する取扱要領 3) 財務 (https://muroran-it.ac.jp/guidance/info_dis/fin_info/) ア 財務諸表 イ 決算報告書 ウ 財務レポート エ 中期財政計画 4) 評価 (https://muroran-it.ac.jp/guidance/info_dis/ea_info/) ア 独立行政法人通則法に基づく直近の評価の結果 イ 行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく政策評価の結果のうち本学に関する部分 ウ 総務省設置法に基づく評価及び監視の結果のうち本学に関する部分 5) 監査 (https://muroran-it.ac.jp/guidance/info_dis/ea_audit/) ア 監事又は監査役の直近の意見 イ 公認会計士又は監査法人の直近の監査結果 ウ 会計検査院の直近の検査報告のうち本学に関する部分 6) 関連法人 (https://muroran-it.ac.jp/guidance/info_dis/kanrenhouzin/) 2. 学校教育法施行規則第172条の2に規定する情報 (https://muroran-it.ac.jp/guidance/info_dis/disclosure_e/) 1) 大学の教育研究上の目的に関する事 2) 教育研究上の基本組織に関する事 3) 教員組織及び教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事

- 4) 個人情報の保護入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事
- 5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事
- 6) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事
- 7) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事
- 8) 授業料、入学金その他の大学が徴収する費用に関する事
- 9) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事
3. 教育職員免許法施行規則第22条の6に規定する情報
(https://muroran-it.ac.jp/campuslife/recruiting/c_l/t_license/)
- 1) 本学で取得できる教育職員免許状
4. 個人情報の保護に関する法律に規定する情報
(https://muroran-it.ac.jp/guidance/info_dis/appi/)
5. 大学等における修学の支援に関する法律に規定する情報
(https://muroran-it.ac.jp/guidance/info_dis/info_support/)
6. 改正労働施策総合推進法によるハラスメントへの取り組みに関する情報
(<https://muroran-it.ac.jp/guidance/compliance/harassment/>)
7. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に関する情報
(https://muroran-it.ac.jp/guidance/info_dis/yakusyokuintaiou/)
8. 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に規定する情報
(https://muroran-it.ac.jp/guidance/info_dis/aaihao/)
9. 公文書等の管理に関する法律第13条第1項の規定する情報
- 1) 法人文書ファイル管理簿
(https://muroran-it.ac.jp/guidance/info_dis/aaihao/)
10. 国立大学法人法第12条に規定する情報
- 1) 学長の選考に関する情報
(https://muroran-it.ac.jp/guidance/info_dis/org_info/)
11. その他、以下の事項についても、情報公開に努めています。
- 1) 教育活動の諸情報の公表
- ア 教育研究上の基本組織
(https://muroran-it.ac.jp/guidance/info_dis/disclosure_e/)
- イ 学生生活、大学施設
(https://muroran-it.ac.jp/for_cs/)
- ウ 取得できる資格・免許、卒業後受験可能な資格
(https://muroran-it.ac.jp/campuslife/recruiting/c_l/)
- エ 教員免許状関連
(https://muroran-it.ac.jp/society/update_el/)
- オ 卒業後の進路状況
(<https://muroran-it.ac.jp/entrance/admission/career/result/>)
- 2) 研究活動の諸情報の公表
(<https://muroran-it.ac.jp/society/ciulgrc/>)
- ア 外部資金獲得状況
- イ 科学研究費助成事業
- ウ 奨学寄附金制度
- エ 寄附分野等
- オ 共同研究制度及び受託研究制度、学術指導制度
- 3) 社会貢献に資する情報
(https://muroran-it.ac.jp/for_comp/)
- ア 研究者データベース
- イ 研究シーズ集
- ウ サテライトオフィス
- エ 東京事務所
- オ 公開講座
- カ 大学訪問
- キ 教員免許状更新講習
- 4) 入札情報等に資する情報
(https://muroran-it.ac.jp/guidance/bid/bid_info/)
- 5) 公益通報者保護法による公益通報に関する通報・相談窓口に関する情報
(https://muroran-it.ac.jp/guidance/compliance/sup_wb/)
- ア 物品関係及び工事関係
- 6) 教職員採用情報
(https://muroran-it.ac.jp/guidance/bid/recruitment_fm/)
- 7) 規則集
(https://en3-jg.d1-law.com/muroran-it/dlw_reiki/reiki.html)
- 8) 会議事録（役員会、経営協議会、教育研究評議会）
(https://muroran-it.ac.jp/guidance/about/corp_meetings/)
- 9) 教職員・学生の処分について（随時お知らせにて公表）
- 10) 科学研究費補助金及び各種の競争的資金等に係る不正使用等の防止に関する情報
(https://muroran-it.ac.jp/guidance/compliance/unauthorized_use/)
- 11) 研究活動等の不正行為等に係る申立てに関する情報
(https://muroran-it.ac.jp/guidance/compliance/unauthorized_use/am_re/)
- 12) 反社会的勢力に対する基本方針に関する情報
(<https://muroran-it.ac.jp/guidance/compliance/hanshakai/>)
- 13) 動物の愛護及び管理に関する法律、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する情報
(<https://muroran-it.ac.jp/society/ethic/animal/>)
- 14) ヘルシンキ宣言、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針に関する情報
(<https://muroran-it.ac.jp/society/ethic/human/>)
- 15) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多性の確保に関する法律に関する情報
(https://muroran-it.ac.jp/society/ethic/re_dna/)
- 16) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律、電離放射線障害防止規則に関する情報
(https://muroran-it.ac.jp/society/ethic/prevention_rh/)

	17) 外国為替及び外国貿易法に関する情報 (https://muroran-it.ac.jp/society/ethic/exportcontrol/) 18) 国際交流センターの活動に関する情報 (https://www.muroran-it.ac.jp/oia/introduction/report.html) 19) 環境への取り組み (https://www.muroran-it.ac.jp/guidance/about/environment.html) 20) 利益相反マネジメント (http://www.muroran-it.ac.jp/crd/intellectual-property/profit/)
無	【補充原則 4－1① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況】 1. 本学ホームページのトップページにおいて、受験生/保護者、在学生/保護者、卒業生、企業/研究者、地域/一般、各々のページで、対象者別に提供できるサービスと対象者に関わりのありそうな大学の最新ニュースやイベント情報を選んでお知らせしています。 (本学、ホームページ) https://muroran-it.ac.jp/ 2. 在学生向けページでは、シラバスや各種手続き等の修学サポート情報、授業料免除や奨学金等、また、困った時の相談先を学生サポート情報として提供しています。 (在学生/保護者の方へ) https://muroran-it.ac.jp/for_cs/ 3. 広報冊子「大学案内パンフレット」は、本学ホームページでデジタル版を公開すると共に、各種学生募集要項等も含めて冊子体をご希望される方が必要な資料を選択して入手できるページにアクセスできるようにしています。 また、同パンフレットでは、学長のメッセージと共に本学の特色ある研究や世界的に評価の高い研究を紹介し、受験生の方だけでなく、国民の皆様にも本学をご理解いただける内容としています。 (大学案内パンフレット) https://www.d-pam.com/muroran-it/5881/index.html#target/page_no=1 4. 本学の情報へのアクセス機会を高める工夫として、本学で学べる研究の魅力を教員や在学生が室蘭近郊の自然の魅力と共に紹介する大学紹介ムービーをYouTubeで公開しています。
有	【補充原則 4－1② 学生が享受できた教育成果を示す情報】 学部、大学院博士前期課程及び大学院博士後期課程において、学生が身に付ける資質や能力を学位授与方針（ディプロマポリシー）として定めています。この学位授与方針（ディプロマポリシー）に掲げた資質や能力を身に付けた人材を育成するため、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、これに基づいて各年次におけるカリキュラムを組み立てています。教育課程の学習成果については、学部・大学院ともに、授業担当教員が授業科目の特徴を踏まえて、筆答試験、レポート、論文、発表、実技などにより多面的評価を行い、到達度目標の達成状況を評価しています（学習成果の評価の方針）。卒業・修了では、所定の単位を修得することで学位授与方針（ディプロマポリシー）で定めた資質や能力を身に付けた学生に学位を授与しています。学位授与方針（ディプロマポリシー）と教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）については、学生には、学部では「学生便覧」、大学院では、「大学院履修要項」に示しています。 学位授与方針（ディプロマポリシー）で定めた資質や能力を身に付けた学位授与者について、状況一覧を以下のとおり大学ホームページに公表しています。当該学生が本学で身に付けた能力の成果を示す情報として、進路状況及び就職実績について、進路決定率（卒業生のうち、就職・進学が決定した人の割合）・実就職率（進学した人を除く卒業生のうち、就職が決定した人の割合）・就職率（就職希望者のうち、就職が決定した人の割合）・産業別就職先一覧・企業別就職先一覧の過去5年分の実績及び外国人留学生の就職状況（就職支援の内容、進路状況一覧及び主な就職先）を公表しています。 また、学生の満足度を示す情報としては、全学生による授業評価アンケート調査（講義や実験に関する受講状況・理解度・満足度等）に加え、学生生活実態調査（住居環境・経済状況・アルバイト・サークル活動等）、卒業生アンケート調査（大学生活の充実度・就職先や就職サポートに関する満足度・大学への意見要望等）の集計・分析結果を公表しています。 なお、公的機関の認定を受けた本学所定の科目・単位を修得することにより卒業後取得可能な資格・免許、または、卒業後に指定する実務経験等を経ることにより受験資格を得る資格情報について、以下のとおり大学ホームページに学科別一覧を公表しています。 <学部、大学院のディプロマポリシー・カリキュラムポリシー> 理工学部 https://muroran-it.ac.jp/academic/technology/dp_cp-rikou/ 工学部 https://muroran-it.ac.jp/academic/engineering/dp_cp/ 大学院 https://muroran-it.ac.jp/academic/gs/dp_cp-daigakuin/ <学習成果の評価の方針> 理工学部 http://www.muroran-it.ac.jp/kyomu/besshi2.pdf 大学院 http://www.muroran-it.ac.jp/kyomu/besshi5.pdf <学位授与状況>（直近（令和3年度）の学科・専攻別人数内訳、並びに開学以降の学科・専攻ごとの累計者数） https://muroran-it.ac.jp/guidance/info/dis/disclosure_e/degree/ <授業評価アンケート>（平成28年度以降分） <学生生活実態調査>（平成28年度以降分（隔年実施）） https://muroran-it.ac.jp/guidance/evaluation/self_inspection/ <卒業生アンケート>（平成27年度以降分（3年毎に実施）） https://muroran-it.ac.jp/guidance/evaluation/index_eval/ <進路決定率・実就職率・就職率・産業別就職先一覧・企業別就職先一覧>（平成29年度以降分）、<外国人留学生の就職状況>（令和元年度以降分） https://u.muroran-it.ac.jp/csc/achievement/ <学科別 取得可能資格・免許一覧> https://muroran-it.ac.jp/campuslife/recruiting/c_l/list/

法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項		
独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報		
有	一 組織	イ 目的、業務の概要及び国の施策との関係 目的 国立大学法人室蘭工業大学は、教育研究に対する国民の要請に応えるとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準と均衡ある発展を図ることを目的としています。 業務の概要 ・室蘭工業大学を設置し、運営すること。 ・学生に対する、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。 ・委託を受け又は共同で行う研究を行うこと。 ・法人以外の者との連携による教育研究を行うこと。 ・公開講座の開設その他学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。 ・研究成果の普及及びその活用の促進を行うこと。 ・文部科学大臣の認可を受け行う、技術に関する研究成果の活用を促進する事業であつて政令で定めるものを実施する者に出資すること。 ・前各号の業務に附帯する業務を行うこと。 国の施策との関係 国立大学法人室蘭工業大学は、文部科学大臣が定めた中期目標に基づき中期計画を作成し、文部科学大臣の認可を受けた上で、これに基づき業務を行います。
	ロ 組織の概要（役員数、氏名、役職、任期、経歴、教職員数）	組織 (https://muroran-it.ac.jp/guidance/about/organization/) 役員及び教職員の数 (https://muroran-it.ac.jp/guidance/about/executives/no_ex/) 役員の氏名、役職、任期及び経歴 (https://muroran-it.ac.jp/guidance/about/executives/)
	ハ 役員報酬及び役員退職手当の支給基準、教職員給与及び教職員退職手当支給基準	国立大学法人室蘭工業大学の役員の報酬等及び職員の給与水準 (https://muroran-it.ac.jp/guidance/info_dis/org_info/) 国立大学法人室蘭工業大学役員の給与、退職手当、紀律、旅費に関する規則 (http://www.muroran-it.ac.jp/syomu/johokoukai/kisoku/yakuin_kyuyo.pdf) 国立大学法人室蘭工業大学職員の給与等に関する規則 (http://www.muroran-it.ac.jp/syomu/johokoukai/kisoku/syokuin_kyuyo.pdf) 国立大学法人室蘭工業大学職員の退職手当に関する規則 (http://www.muroran-it.ac.jp/syomu/johokoukai/kisoku/syokuin_taisyoku.pdf) 国立大学法人室蘭工業大学職員就業規則 (http://www.muroran-it.ac.jp/syomu/johokoukai/kisoku/syokuin_syugyokisoku.pdf) 国立大学法人室蘭工業大学年俸制適用職員の給与等に関する規則 (http://www.muroran-it.ac.jp/syomu/johokoukai/kisoku/nenpousei_tekiyousyokuin.pdf) 国立大学法人室蘭工業大学非常勤職員就業規則 (http://www.muroran-it.ac.jp/syomu/johokoukai/kisoku/hsyokuin_syugyo.pdf)
	二 業務	
	イ 事業報告書、業務報告書、その他の業務に関する直近の報告書の内容	(https://muroran-it.ac.jp/guidance/info_dis/work_info/)
	ロ 事業計画、年度計画、その他の業務に関する直近の計画	(https://muroran-it.ac.jp/guidance/info_dis/work_info/)
	ハ 契約の方法に関する定め	(http://www.muroran-it.ac.jp/kaikei/kisoku/kaikeikisoku.pdf)
	ニ 使用料、手数料その他の料金を徴収している場合におけるその額の算出方法	使用料、手数料その他の料金を徴収している場合におけるその額の算出方法 (情報公開開示手数料) 本学における開示請求手数料及び開示実施手数料の額は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令に定める手数料の額を参酌し、同施行令に定める額と同額としています。 (保有個人情報開示請求手数料) 本学における開示請求手数料の額は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令に定める手数料の額を参酌し、同施行令に定める額と同額としています。
	三 財務	(https://muroran-it.ac.jp/guidance/info_dis/fin_info/)
	貸借対照表、損益計算書、その他の財務に関する直近の書類の内容	

無	四 評価・監査	イ 直近の事業年度における業務の実績に係る評価の結果、当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果（4年目終了時評価）、当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果（最終評価）	(https://muroran-it.ac.jp/guidance/info_dis/ea_info/)
		ロ 文部科学省による政策評価の結果のうち本学に関する部分	(https://muroran-it.ac.jp/guidance/info_dis/ea_info/)
		ハ 総務省による各行政機関の業務の実施状況の評価及び監視の結果のうち本学に関する部分	(https://muroran-it.ac.jp/guidance/info_dis/ea_info/)
		ニ 監事の直近の意見	(https://muroran-it.ac.jp/guidance/info_dis/ea_audit/)
		ホ 監査法人の直近の監査の結果	(https://muroran-it.ac.jp/guidance/info_dis/ea_audit/)
		ヘ 会計検査院の直近の検査報告のうち本学に関する部分	(https://muroran-it.ac.jp/guidance/info_dis/ea_audit/)
	五 関係法人	当該独立行政法人等の出資又は拠出に係る法人その他の政令で定める法人に関する基礎的な情報	(https://muroran-it.ac.jp/guidance/info_dis/kanrenhouzin/)